

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書（案）

目 次

（資料2 - 1）

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書 総則（案）	1（頁）
維持管理業務要求水準書（案）	
（1）清掃業務	4
（2）植栽維持管理業務	7
（3）建築物保守管理業務	8
（4）建築設備保守管理業務	9 - 1
（5）実験室設備保守管理業務	10
（6）外構施設保守管理業務	11
（7）警備業務	12
（8）環境対策業務	13

（資料2 - 2）

研究支援業務要求水準書（案）	
（1）実験器具洗浄業務	1（頁）
（2）自動車運転等業務	4
（3）放射線取扱施設保守管理業務	7
（4）実験動物飼育管理業務	10
（5）LAN・情報システム運用業務	13
（6）図書情報閲覧室維持管理業務	14
（7）電話交換業務	15

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書 総則-1 (案)

項 目	内 容
維持管理及び研究支援に関する業務 (以下、「維持管理等」という。)	
1 維持管理等の目的	<p>衛生研究所の業務を遂行する上で支障がないように、建物及び建築設備等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理するとともに、試験・検査・研究業務の一部の補助・準備を行うこと。</p>
2 業務の実施の考え方	<p>業務の実施にあたっては、以下のことを考慮した業務計画を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理は、予防保全を基本とすること。 ・作業環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。 ・建築物(付帯設備を含む)が有する性能を保つこと。 ・劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。 ・省資源、省エネルギーに努めること。 ・ライフサイクルコストの削減に努めること。 ・建物等の財産価値の存続を図ること。 ・環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
3 維持管理等の対象	<p>次項の業務の区分ごとに定める要求水準書に記載のとおりとする。</p>
(1)業務の区分	
ア 維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 清掃業務 (2) 植栽維持管理業務 (3) 建築物保守管理業務 (4) 建築設備保守管理業務 (5) 実験室設備保守管理業務 (6) 外構施設保守管理業務 (7) 警備業務 (8) 環境対策業務
イ 研究支援業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実験器具洗浄業務 (2) 自動車運転等業務 (3) 放射線取扱施設保守管理業務 (4) 実験動物飼育管理業務 (5) LAN・情報システムの運用業務 (6) 図書情報閲覧室維持管理業務 (7) 電話交換業務
4 点検及び故障等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・提供されるサービスは、継続的な形で利用できるようにすること。 ・点検等は、予め衛生研究所長と協議のうえ、衛生研究所の業務への支障が極力少なくなるように配慮して実施すること。 ・故障等によるサービスの中断は、別途定める標準対応時間により対応する。なお、ペナルティの考え方については、実施方針3.(3)及び(5)2)のとおりとする。
5 スタッフの要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合には、各有資格者を選任し行う。 ・スタッフは、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事する。 ・スタッフが業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書 総則-2 (案)

項 目	内 容
6 非常時の対応	<p>事故・火災等への対応は予め衛生研究所長と協議しておき、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、関係機関及び衛生研究所長に通報する。</p>
7 災害時等の対応	<p>神奈川県内に災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、衛生研究所施設の使用に関し、県の求めに応じて協力すること。(その経費については別途県の支出において清算する。なお、関連記述として、実施方針4.(1)イ)を参照のこと。)</p>
8 法令等の遵守	<p>維持管理等の実施に当たっては、予め必要な関係法令、技術基準等を充足した業務計画を作成し、その業務計画に基づき業務を実施する。</p>
9 各種管理記録等の整備保管	<p>各種管理記録等を整備・保管し、県の要請に応じて提示すること。</p>
10 維持管理等に関する費用の負担	<p>維持管理等に要する費用は、別に要求水準書等に定める場合を除き、事業者の負担とする。</p>
11 用語の定義	
(1) 運転・監視	<p>設備機器を稼動させ、その状況を監視すること及び制御すること。</p>
(2) 保守管理	<p>建築物等の点検等を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所等の修理や、部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。</p>
(3) 点検	<p>建築物等の機能及び劣化の状態を一つひとつ調べること。機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ応急措置を判断することを含む。</p>
(4) 保守	<p>建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。</p>
(5) 修理	<p>建築物等の劣化した部分もしくは部材又は低下した性能もしくは機能をを原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</p>
(6) 清掃	<p>汚れを除去し、または汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。</p>

(1) 清掃業務 要求水準書 -1 (案)

項 目	内 容
1 清掃業務の範囲	<p>A 棟、研究棟、渡り廊下及び外構で、下記の日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。</p> <p>備品、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は、行わない。</p> <p>電気が通電されている部分または運転中の機器が近くにある等、清掃に危険が伴う部分を除く。</p>
2 業務の実施	<p>建物内及び敷地の環境・衛生を維持し、快適な執務空間を保つため、清掃業務を行う。</p> <p>清掃業務の実施にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画を作成し実施すること。</p>
3 清掃業務の要求水準	<p>目に見える埃、土、汚れがない状態を維持し、見た目に心地良く、衛生的でなければならない。</p> <p>清掃は、できる限り、業務の妨げにならないように実施する。</p> <p>個別箇所毎に、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、清掃箇所の状況を踏まえ、要求水準を満たすこと。</p>
4 日常清掃	<p>次の業務については、日常清掃の対象として、所定の要求水準を満たすこと。</p>
<p>(1) 床 (範囲) A 棟 (1 階、4 階、5 階、6 階) 事務部分及び共用部分 新棟 (廊下、階段、トイレ、E V) 渡り廊下</p>	<p>床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミのないようにする。</p>
<p>(2) ゴミ箱、汚物容器、厨芥入れ等 (範囲) 施設全般</p>	<p>始業開始前までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。</p> <p>実験室のゴミ類は、実験室前の廊下に出されたものを収集する。</p>
<p>(3) トイレ (洗面台、鏡、衛生陶器を含む) (範囲) 施設全般 (但し、実験棟実験室内を除く)</p>	<p>衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。</p> <p>トイレトーパー、消毒用品等は常に補充されている状態にする。</p> <p>間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。</p> <p>洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。</p> <p>鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。</p>
<p>(4) その他の内部付帯施設 (流し台、湯沸かし等) (範囲) 施設全般 (但し、実験棟実験室内を除く)</p>	<p>清潔な状態に保つ。</p>

(1) 清掃業務 要求水準書 -2 (案)

項 目	内 容
<p>5 定期清掃</p> <p>(1) 床 (範囲) 施設全般</p> <p>(2) 壁・天井 (範囲) 施設全般</p> <p>(3) パルコニー (範囲) 施設全般</p> <p>(4) 車庫</p> <p>(5) 照明器具、時計、換気口 (範囲) 施設全般</p> <p>(6) 窓枠、窓ガラス、カーテンウォール (範囲) 施設全般</p> <p>(7) 金属部分、手すり、扉、扉溝、スイッチ類 (範囲) 施設全般</p> <p>(8) ネズミ・害虫駆除 (範囲) A 棟</p>	<p>次の業務については、定期清掃の対象とし、所定の要求水準を満たすこと。 実験室の清掃にあたっては、あらかじめ衛生研究所長と協議すること。</p> <p>埃、シミ、汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。 繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。</p> <p>表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。</p> <p>土等汚れがない状態に保つ。</p> <p>土等汚れがない状態に保つ。</p> <p>埃、土、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。</p> <p>汚れがない状態に保つ。</p> <p>埃、土、汚れがない状態に保つ。</p> <p>ネズミ・ゴキブリ等を駆除する。 殺鼠剤等の使用にあたっては、予め衛生研究所長と協議すること。</p>
<p>6 外構清掃</p> <p>(1) 外構清掃の対象</p> <p>(2) 要求水準</p>	<p>建物周囲（玄関周り、実験棟中庭、犬走り等） 敷地内舗装面 側溝、排水管、雨水桝、水路 門扉、敷地内案内板等 敷地境界周辺の土地（道路脇等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内のゴミ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。 ・舗装面等に雑草が繁茂するのを除去する。 ・屋外排水設備（敷地内の側溝、排水桝、雨水調整池等）の水流をゴミ、落ち葉等で阻害しない。 ・日常清掃は、玄関周り及び実験棟中庭について行う。 (除塵、水拭き)

(1) 清掃業務 要求水準書 -3 (案)

項 目	内 容
7 清掃用具・衛生消耗品等の負担	<p>・門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、表示が見やすい状態に保つ。</p> <p>清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品は、すべてサービス提供者の負担とする。衛生研究所は、作業に必要な光熱水費を負担する。</p>
8 資機材等の保管	<p>資機材及び衛生消耗品は、衛生研究所より指示された場所に整理し、保管する。</p>
9 ごみの収集・集積	<p>ごみは、所定の場所に収集し、集積する。(廃薬品等は除く) 分別方法は、県の指定する方法に従う。</p>
10 用語の定義	
(1) 清掃	<p>汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。</p>
(2) 日常清掃	<p>日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。</p>
(3) 定期清掃	<p>月単位、年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。</p>
(4) 資機材	<p>資機材とは、つぎのような資材及び機材をいう。</p>
	<p>資材：洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等</p>
	<p>機材：自在箒、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等</p>
(5) 衛生消耗品	<p>トイレットペーパー、水石鹼等をいう。</p>

(2) 植栽維持管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 業務の対象	衛生研究所敷地内植栽等の維持管理
2 業務の実施	植栽維持管理にあたっては、あらかじめ下記の要求水準を満たす、業務計画を作成し、実施する。
3 植栽維持管理の要求水準	<ul style="list-style-type: none">・ 植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御する。・ 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行い、近隣への迷惑防止に努める。・ 風等により倒木が出ないように管理を行う。・ 施肥、除草は、計画的に行い、近隣への迷惑防止に努める。
4 薬剤散布、施肥の際の協議	薬剤散布または、化学肥料の使用にあたっては、あらかじめ、衛生研究所長に協議すること。

(3) 建築物保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 建築物保守管理の対象	衛生研究所の建築物（既存のA棟及び新棟（研究棟）並びに渡り廊下）。
2 業務の実施	<p>建築物の保守管理にあたっては、初期の性能及び機能を維持する目的で、常に衛生研究所の業務に支障のない状態に保つ業務計画（30年間の保守管理計画）を作成し、実施する。</p> <p>点検等により、修理等が必要と判断される場合は、迅速に調査・診断を行い、衛生研究所長と協議のうえ、実施する。</p> <p>保守管理業務の結果を、年1回報告する。</p>
3 要求水準	<p>設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。</p> <p>(1)屋 根 漏水がない状態を保つこと。 ルーフトレン及び樋等が詰まっていないこと。 金属部分が錆び、腐食していないこと。 仕上げ材の割れ、浮きがないこと。</p> <p>(2)外 壁 漏水がない状態を保つこと。 仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、変退色、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。</p> <p>(3)免震装置 新棟（研究棟）に設置した免震装置の免震性能を維持する。</p> <p>(4)地下ピット 地下ピットの防水性を維持する。 雨水調整池の機能を維持する。</p> <p>(5)建 具（内・外部） 可動部がスムーズに動くこと。 定められた水密性・気密性・耐風圧性が保たれていること。 ガラスが破損・ひび割れしていないこと。 自動扉及び電動シャッターは、正常に作動すること。 開閉・施錠装置は、正常に作動すること。 金属部分が錆び、腐食していないこと。 変形・損傷がないこと。</p> <p>(6)天井・内壁 ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。 塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 気密性を要する部屋において、気密性が保たれていること。 漏水・かびの発生がないこと。</p> <p>(7)床 ひび割れ、浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。 防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。 歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。</p> <p>(8)階段 通行に支障を来たさないこと。</p>

(4) 建築設備 保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 保守管理の対象	衛生研究所の各種建築設備（但し、別途記載する実験室設備保守管理業務要求水準書の対象を除く。）の保守管理。
2 業務の実施	<p>建築設備の保守管理にあたっては、予め設備の機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つため、以下の業務計画を作成し、実施する。</p> <p>運転監視業務計画書 日常巡視点検業務計画書 定期点検・測定・整備作業計画書 30年間の保守管理の考え方</p> <p>点検により、修理等が必要と判断される場合は、調査・診断を行い、衛生研究所長と日程等を協議のうえ、実施する。</p>
3 設備管理記録の作成・保存	<p>設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録、及び整備・事故記録等を作成する。</p> <p>運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は、30年間保管する。</p>
(1) 運転日誌	<p>電力供給日誌 熱源機器運転日誌 空調設備運転日誌 温湿度記録日誌</p>
(2) 点検記録	<p>電気設備点検表 空調設備点検表 給排水、衛生設備点検表 残留塩素測定記録 貯水槽点検記録 飲料水水質検査記録 空気環境測定記録 汚水・排水槽点検記録 防災設備点検記録 各種水槽清掃実施記録</p>
(3) 整備・事故記録	<p>定期点検整備記録 補修記録 事故・故障記録</p>
4 保守管理状況の報告	<p>運転監視及び定期点検等により発見された故障箇所、要修理箇所の報告及び管理報告書の提出（月1回）</p>
5 要求水準	<p>設計図書及び別紙に定められた所要の性能を保つこと。</p>

前室	B-326	P 1		使用時	25 ± 3	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
洗淨室	B-217		500	-	-	-	第1種	-	-	41.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
								-	-	41.0										
								-	45.0	-										
								-	29.0	-										
								-	36.0	-										
環境微生物実験室							第1種													
環境微生物実験室	B-219	P 1	500	定時	通常	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変異原生実験室	B-220	-ソルム、F	500	定時	25 ± 3	可		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	循環型 SA < 100.0

(5) 実験室設備 保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
<p>1 保守管理の対象</p> <p>(1) ユニット式実験室等</p> <p>(2) ドラフト、実験台等設備</p> <p>(3) 実験室内特殊設備</p>	<p>設計図書に記載されている、以下の実験室及び付帯設備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌部 無菌実験室(2F) ・細菌部 冷蔵室・低温実験室(2F) ・ウイルス部 冷室・恒温室(2F) ・食品薬品部 細胞毒性実験室(2F) ・食品薬品部 冷蔵室・低温実験室(3F) ・生活環境部 冷蔵室(3F) ・生活環境部 人工気象室(3F) ・生活環境部 脊椎動物飼育室、昆虫飼育室(1F) ・共用施設 動物舎(1F) ・共用施設 生物系安全実験室(2F) ・共用施設 化学系安全実験室(3F) <ul style="list-style-type: none"> ・ドラフトチャンバー ・中央実験台 ・サイド実験台 ・排気型安全キャビネット ・流し台 <ul style="list-style-type: none"> ・毒性機能実験室内シールドルーム ・NMR分析装置室シールド
<p>3 要求水準</p>	<p>別途定める条件により保守管理及び運転監視を行う。</p>
<p>4 業務の実施</p>	<p>保守管理にあたっては、予め諸機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つ、次に示す業務計画を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転監視業務計画書 ・日常点検業務計画書 ・定期点検・整備作業計画書 <p>修理等により、各施設・設備が使用できなくなるときは予め衛生研究所長と協議する。</p>
<p>5 業務内容</p> <p>(1) ユニット式実験室等</p> <p>(2) ドラフト、実験台等設備</p> <p>(3) 実験室内特殊設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの気密性、断熱性等初期性能の維持 ・空調設備の保守管理 ・給排気設備の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> ・排気設備の保守管理 ・排水設備からの水漏れ、目詰まり等の保守管理 ・室内排水処理装置の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> ・初期性能の維持
<p>6 設備管理記録の作成・保存</p>	<p>設備の運転・保守管理の記録として、運転日誌、点検記録、修理の記録等を作成し、運転日誌、点検記録は3年間に上、定期点検及び修理の記録は30年間保管する。</p>
<p>7 保守管理状況の報告</p>	<p>上記各記録は保守管理報告書として半年ごとに衛生研究所長に提出する。ただし、障害発生時は、直ちに報告する。</p>
<p>8 法令点検</p>	<p>上記各業務計画書の作成にあたっては、該当法令等を精査し、遵守すること。</p>

(6) 外構施設 保守管理業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 保守管理の対象	<p>(施設) ゴミ置き場、駐輪場、駐車場ライン、防火水槽、門扉、フェンス、擁壁等コンクリート構造物、案内板、旗竿、外灯、地下水ポンプ</p> <p>(敷地地盤) アスファルト舗装面、盛り土、雨水調整池等</p> <p>(地中設備) 埋設配管、暗渠及び排水樹等</p>
2 業務の実施	<p>外構施設の保守管理にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画 (年間保守管理計画) を作成し実施する。 点検により、修理等が必要と判断される場合には、調査・診断を行い、衛生研究所長と協議の上実施する。</p>
3 保守管理の要求水準	<p>各施設、設備とも、本来の機能を発揮できる状態に保つこと。</p>

(7) 警備業務 要求水準書 (案)

項 目	内 容
1 警備業務の対象	衛生研究所敷地内の建築物を含む全ての財産の保全及び時間外の出入者への対応等。
2 業務の実施	警備業務の実施にあたっては、予め下記の要求水準を満たす業務計画を作成し、実施する。
3 警備業務の要求水準	<p>平日 (月 ~ 金曜日) の時間外警備及び土曜日、日曜日及び祝祭日の 2 4 時間警備を行う。</p> <p>時間外の警備時間は、午後 5 時から午前 8 時 3 0 分までとする。</p> <p>警備担当人員は、1 人 (1 ポスト) 以上とする。</p> <p>但し、他の業務と兼ねることができ、機械警備の併用も可とする。</p>
4 業務内容	<p>(1) 窓口業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入管理を行うこと。 ・ 外来者の受付及び応接を行うこと。 ・ 不審者の進入を防止すること。 ・ 電話の対応をすること。 ・ 收受した文書、物品等は厳重に保管し引き継ぐこと。 ・ 緊急搬入検体は、冷蔵庫内等、指定の方法で保管し、直ちに指定する衛生研究所担当者に連絡すること。 ・ 鍵の收受及び保管を行い、記録簿に記録する。 ・ 地元自治会等の部屋の使用に際しては、衛生研究所長からの承諾を確認して、貸出を行うこと。 ・ 拾得物、遺失物を保管し、記録をつけること。 <p>(2) 巡回業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に巡回を行い安全を確認すること。 ・ 不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。 ・ 地元自治会等が使用した部屋の安全を確認をすること。 ・ 火災、盗難の初期発見と予防を行うこと。 ・ 巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をすること。 <p>(3) 緊急事態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災等の緊急の事態が発生したときは、ただちに関係機関及び衛生研究所長に連絡・通報すること。 ・ 火災が発生した時は、在庁者を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火にあたること。 ・ その他緊急の事態が発生したときも、現場に急行し、応急措置を行うこと。 ・ 地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、直ちに初期措置を取ること。

項 目	内 容
<p>1 環境測定</p> <p>(1) 法令等に基づく環境測定</p> <p><主な関係法令></p> <p>(2) 環境安全協定等に基づく測定</p> <p>ア 水質測定分析</p> <p>イ 敷地内の雨水の水質</p> <p>ウ 火災被災後の水質測定</p> <p>エ 排ガスの測定</p>	<p>法律、条例に規制基準のある物質について、その法律、条例に定める方法により監視測定・報告を行うとともに、記録を帳簿に記載し3年間保存する。</p> <p>水質汚濁防止法（特定施設設置届）、大気汚染防止法（煤煙発生施設設置届）、騒音規制法（特定施設設置届）、振動規制法（特定施設設置届）、下水道法（特定施設設置届）、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（指定事業所設置許可）</p> <p>排水及び排ガスについての環境測定は、環境安全協定（1）に基づき定める神奈川県衛生研究所環境安全管理規程（2）に従い、別紙に定める項目について適正に行う。</p> <p>排水（放流水）の水質を、環境計量証明を所持する機関に委託し定期的に測定を行う。測定結果は5年間保管する。</p> <p>雨水調整池及び実験棟地下ピットの遊水池において、別紙に定める項目について水質検査を行う。</p> <p>火災が発生した場合、消火放水の水質を地下の消火排水ピットにて検査し、安全を確認後排出する。</p> <p>別紙に定める測定項目について、環境計量証明を有する機関に委託し測定を行う。測定結果は3年間保存する。</p> <p>（1）環境安全協定 本施設で使用する化学物質等による環境汚染や災害事故等を未然に防止するため、神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針に基づき、県が茅ヶ崎市及び地元自治会と移転時に締結するもの。</p> <p>（2）神奈川県衛生研究所環境安全管理規程 化学物質等の取り扱いについて必要な事項を定め、地域住民の健康と安全を守るとともに、研究所の環境安全を確保するために、移転時に衛生研究所が定めるもの。</p>
<p>2 排水・排ガス処理設備の保守管理</p>	<p>排水の水質及び排ガスについて、別紙の目標基準値を下回るよう、設備の保守管理を行う。</p>

1 排水処理目標基準値及び水質測定対象物質

項 目	目標基準値	処理後の放流水
カドミウム	0.1mg/ L 以下	0.1mg/ L 以下
シアン	1.0	1.0
有機リン化合物	0.2	0.2
鉛	0.1	0.1
六価クロム	0.5	0.05
砒素	0.1	0.01
総水銀	0.005	0.005
アルキル水銀	検出されない	検出されない
P C B	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.01
テトラクロロエチレン	0.1	0.05
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1, 2 - ジクロロエタン	0.04	0.04
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2	0.2
シス 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06	0.06
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1
フェノール類	1.0	0.5
銅	1.0	0.3
亜鉛	1.0	0.5
鉄	5.0	1.0
マンガン	5.0	1.0
全クロム	2.0	0.2
フッ素	15	1.0
B O D	25mg/ L 未満	20mg/ L 未満
S S	70 "	30 "
ノルマルヘキサン抽出物	5mg/ L	5mg/ L
同上	30mg/ L	30mg/ L
動植物油類	30mg/ L	30mg/ L
p H	5.8 ~ 8.6	6.0 ~ 8.0

2 排ガス定期測定対象物質

項 目	測定場所	測定方法	測定頻度	目標基準値
塩化水素	スクラバ 出口	JIS K0107で定める チオシアン酸第二水銀法	年 2 回	8 mg/ Nm ³
アンモニア		JIS K0099で定める インドフェノール法		5 0 ppm
硫化水素		JIS K0108で定める メレンブル法		1 0 ppm
ベンゼン	活 性 炭 吸 着 処 理 装 置 出 口	知事が定めるFID ガスクロマトグラフ法		1 0 ppm
トルエン				100ppm
キシレン				150ppm
トリクロロエレン				5 0 ppm
テトラクロロエレン				5 0 ppm
ホルムアルデヒド		衛生試験法で定める アセチルアセトン法	5 ppm	

(8) 環境対策 要求水準書 作業環境測定 (案)

項 目	内 容
1 作業環境測定	<p>衛生研究所の建築物、建築設備及び研究用機器等のうち、労働安全衛生法及び同法関連法令の適用を受けるものについて、同法第65条に規定する作業環境測定を実施し、その結果を記録しておく。</p> <p>結果の評価を作業環境評価基準により行い、職員等の健康を維持するために必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより適切な処置を行う。</p>
2 測定の対象	<p>当該有機溶剤の濃度の測定 (1 回・6 月)、記録保存 (3 年)、測定結果の評価及び改善措置 (衛生研究所長と協議のうえ行う。) (有機溶剤中毒予防規則第28条～28条の4)</p>
(1) 安衛法施行令別表第6の2で、1号～47号に掲げる有機溶剤を取扱う部屋	<p>《使用すると想定される有機溶剤の例》 アセトン、イソアミルアルコール、エチレングリコールモノメチルエーテル、酢酸エチル、四塩化炭素、シクロヘキサノール、1・4ジオキサン、テトラクロルエチレン、テトラヒドロフラン、トルエン、二硫化炭素、1ブタノール、2ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、以上の物質の混合物</p>
(2) 安衛法施行令別表第3第1号もしくは第2号に掲げる特定化学物質 (ベンゼン、オルト-トリジン等) 等を取扱う部屋	<p>当該特定化学物質等の空気中における濃度の測定 (1 回・6 月)、記録保存 (3 年)、測定結果の評価及び改善措置 (衛生研究所長と協議のうえ行う。) (特定化学物質等障害予防規則第36条～36条の4)</p>
(3) 測定すべき部屋等 ア生活化学実験室 イ水質分析室 ウ食品化学実験室 エ残留農薬実験室 オ食品添加物実験室 カ薬品衛生実験室	<p>各実験室につき、測定箇所・測定物質・測定ポイントを選定し、測定を行う。 (1 回・6 月、年2回)</p> <p>測定箇所：作業環境測定士の選定による。 (衛生研究所長と協議のうえ選定)</p> <p>測定物質：ベンゼン等の特定物質と有機溶媒の中から作業状況により測定物質を4種選択する。</p> <p>測定ポイント：1物質につき7ポイント (全体では、6室×4種×7 = 168ポイント) 選定する。</p>
3 スタッフの要件	<p>法第65条の作業環境測定は、作業環境測定士または作業環境測定機関が行う。</p>

項 目	内 容
1 電波障害対策業務	衛生研究所の建築物に起因するＴＶ電波（地上波放送・ＵＨＦ及びＶＨＦ）の受信障害を解消すること。
2 現在の対策実施状況	現在、Ａ棟建物によるＴＶ（ＵＨＦ及びＶＨＦ）電波受信障害が近隣地域の一部にあるため、電波障害対策として、Ｄ棟の屋上に設置したＴＶ電波受信アンテナ（以下「アンテナ」という。）から、東電及びＮＴＴ東日本の電柱に配信ケーブルを架設して、敷地の北東側の近隣５０世帯に対してＴＶ電波を供給している。（ホーチキ（株）に委託。電柱へのケーブル架設契約を東電及びＮＴＴ東日本と締結している。）
3 実験棟建設前後の措置	実験棟の新築により新たにＴＶ電波受信障害が予測される地域において、建設工事着工前に受信状況の調査を行い、受信障害対策の必要世帯を把握し、実験棟及びＡ棟によるＴＶ電波受信障害が生じないように、必要な措置を講じる。 （実験棟の建設に先立ち、Ｄ棟を解体するさいに、既存のアンテナも撤去するが、その前に対策を講じておく。）
4 用地の無償提供	衛生研究所敷地内で、アンテナの設置及びケーブル架設を行う場合に必要な用地は、県が事業者は無償貸与する。 （設置場所等は予め県と事業者が協議のうえ決定する。） なお、電波障害対策にかかる施設を設置する場合は、事業者の所有とする。

研究支援業務 要求水準書（案） (1)実験器具洗浄業務

項 目	内 容
試験・検査・研究に使用するガラス器具類、再使用プラスチック器材類等の洗浄等	衛生研究所の試験・検査・研究業務に使用した試験管・ピーカー・フラスコ等を再使用するための洗浄、滅菌作業及び防塵処置作業等を委託する。
1 業務の対象物の範囲及び想定量	洗浄方法により生物系・化学系の2種類に大別される。想定される洗浄対象器具の種類及び発生量は別表のとおり。
2 業務の履行場所	衛生研究所新棟(研究棟)2階洗浄室において洗浄作業を行う。
3 器具等の運搬	洗浄対象物の持ち込み、仕上り品の回収は、衛生研究所職員が行う。
4 洗浄日数	洗浄室への持ち込み日を含めて原則4日（衛生研究所の休業日を含まない）以内とする。
5 洗浄方法	標準的な作業方法を別図のとおり定める。 GLP対応等のため、別にSOP（標準作業書）の定めがある場合はそれにより実施する。
6 洗浄後のガラス器具への栓つけ（すり合せ器具）、防塵作業等	共栓器具類の栓つけ、蓋無し器具等への防塵処置を行う。
7 精製水・精製イオン交換水及び水の製造・供給	洗浄に必要な精製水（製造能力200L/時）及び試験・検査・研究業務に使用する精製イオン交換水・及び水（クラッシュアイス・製造能力50kg/日）の製造・供給を行う。 *精製水：逆浸透(RO)法により精製された水 *精製イオン交換水：精製水をさらにイオン交換器を通過させることにより精製された水
8 使い捨てポリ器材類の処置	実験室で一次滅菌後排出された、滅菌廃棄用袋（バイオハザードバッグ）は、二次滅菌または再溶解後に培地類を排出し、衛生研究所敷地内の所定の廃棄物保管場所に集積する。
9 作業時間の範囲	原則として月～金曜日（祝祭日を除く）の8:00～19:00の範囲内において、洗浄作業等を行う。
(緊急時の対応)	食中毒の発生等、緊急に対応が必要な場合は時間外作業を実施する。
10 洗浄作業等に必要な機械器具、消耗品等	洗浄作業等に使用する機械器具及び消耗品等は事業者の持ち込みとする。
11 安全性の確保（環境基準等）	作業にあたっては、入札公告時までに示す、神奈川県衛生研究所環境安全管理規程等の概要案を遵守し、環境保全に努める。

集中洗浄を希望する器具の種類及び数量（化学系）

別表1

A：（精密容量器具）精密な容量測定を行う器具

種類	（器具の容量 ml）	数 量（最大量）	
		個 / 日	個 / 週
メスシリンダー	(2000, 1000, 500, <u>200, 100, 50, 25, 10</u>)	6 0 (80)	3 0 0 (350)
共栓メスシリンダー	(2000, 1000, 500, <u>200, 100, 50</u>)	3 0 (40)	1 2 0 (150)
メスフラスコ	(1000, 500, 250, <u>200, 100, 50, 25, 20, 10, 5</u>)	1 5 0 (200)	4 0 0 (450)
メスピペット	(25, 20, <u>10, 5, 2, 1, 0.5</u>)	2 1 0 (300)	5 9 0 (850)
ホールピペット	(100, 50, 25, <u>20, 15, 10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1, 0.5</u>)	9 0 (120)	2 1 0 (300)
ビュレット	(50, 25, 10)	1 3 (13)	3 0 (40)
その他		4 0 (50)	1 5 0 (200)

注) ブラシ不可、加熱不可、長時間アルカリ液浸漬不可

B：（一般器具）

種類	（器具の容量 ml）	数 量（最大数）	
		個 / 日	個 / 週
三角フラスコ	(2000, 1000, 500, <u>300, 200, 100, 50</u>)	9 0 (120)	4 5 0 (600)
* 共栓三角フラスコ	(1000, 500, <u>300, 200, 100, 50, 25</u>)	8 0 (100)	4 0 0 (500)
ビーカー	(1000, 500, <u>300, 200, 100, 50, 30, 20</u>)	9 0 (120)	4 5 0 (600)
* ナス型フラスコ	(1000, 500, <u>300, 200, 100, 50, 25, 20</u>)	9 0 (120)	4 5 0 (600)
* 分液漏斗	(2000, 1000, <u>500, 300, 200, 100, 50, 25</u>)	6 0 (70)	3 0 0 (350)
試験管	(100, 50, 30, <u>20, 10, 5</u>)	1 6 0 (200)	5 0 0 (600)
* 共栓試験管	(50, 25, <u>20, 10, 5</u>)	1 2 0 (160)	5 0 0 (600)
漏斗	(大, 中, 小)	6 0 (70)	3 0 0 (350)
シャーレ		1 5 (20)	7 0 (100)
試薬ビン	(5000, 2000, <u>1000, 500, 200, 100</u>)	5 0 (60)	1 8 0 (200)
遠沈管	(<u>250, 100, 85, 50, 20, 10, 3</u>)	5 0 (60)	2 0 0 (250)
* 共栓遠沈管	(100, <u>50, 10</u>)	5 0 (80)	2 0 0 (250)
* クロマト管	(大, 中, 小)	2 5 (30)	1 2 0 (150)
注射筒	(20, <u>10, 5, 2, 1, 0.5</u>)	1 0 0 (130)	1 5 0 (180)
* 比色管	(<u>100, 50</u>)	4 0 (60)	1 2 0 (150)
薬さじ	(大, 中, 小)	8 0 (100)	4 0 0 (500)
駒込ピペット	(<u>10, 5, 3, 2, 1</u>)	8 0 (100)	4 0 0 (500)
* トラップ球		1 2 (15)	6 0 (70)
* ガラス皿、秤量瓶	(<u>10, 5</u>)	8 0 (100)	3 0 0 (350)
るつぼ、蒸発皿	(50, 30)	3 0 (35)	4 0 (50)
厚手器具（乳鉢、展開槽）		1 6 (20)	7 0 (80)
* 連結管		1 5 (20)	8 0 (100)
* 特殊フラスコ	(1000, 500, 200)	1 5 (20)	7 0 (80)
プラスチック瓶	(<u>200, 100, 50</u>)	2 0 (30)	8 0 (100)
* プラスチックセル		2 1 0 (300)	8 0 0 (900)
その他		4 0 (50)	2 0 0 (300)

注) * 印は摺合わせ部位等のブラシ掛け不可

C : (特殊器具) 大型あるいは複雑なもの

種類	(器具の容量 ml)	数 量	
		個 / 日	個 / 週
亜硫酸分析装置 (コンウエイ分析装置)			1
亜硫酸分析装置 (ランキン蒸留・補修装置)			1
水蒸気蒸留装置		3	15
精油滴定装置		3	15
脂肪抽出装置		1	1
ヒ素分析装置		2	10
冷却管 (蛇管)		5	5
冷却管 (リビッ)		5	5
ソックス抽出機		5	5
その他		2	5

(注: 化学系共通)

は特に多いものを示す。
A, B, Cの区分毎に、別図の洗浄区分に従い洗浄を行う。

集中洗浄を希望する器具の種類及び数量 (生物系)

別表2

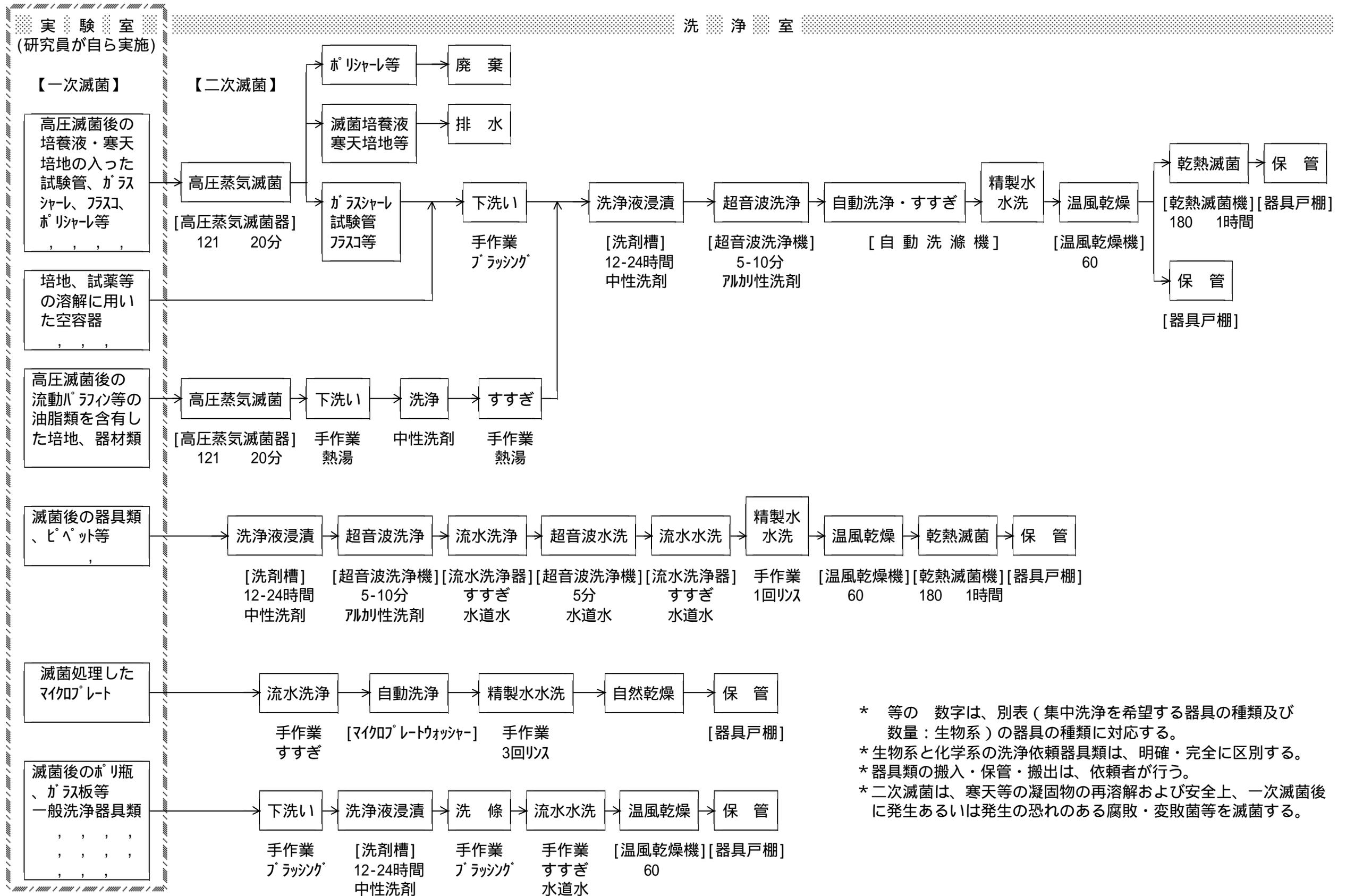
	シャーレ	試験管類	キャップ	ピン	プレート
日平均	225	458	424	18	7
週平均	1125	2290	2120	90	35
日最大量	1120	2300	3038	41	87

	フラスコ	ピペット	ガラス板	ビーカー	分解チューブ
日平均	17	132	23	2	1
週平均	85	660	115	10	5
日最大量	369	953	260	55	9

	ポリピン	遠沈管	タオル	クレーギ ー管 ダーラ ム管	採便管
日平均	3	2	2	9	2
週平均	15	10	10	45	10
日最大量	30	32	22	148	54

	チップ スピッツ	ロート	ガラス棒 コンラージ 棒	ゴム栓	ポリシャ ーレ	合計
日平均	4	2	1	20	250	1602
週平均	20	10	5	100	1250	8010
日最大量	152	43	30	2000	1080	11823

* ~ の区分毎に、別図の洗浄区分に従い洗浄を行う。



* 等の 数字は、別表 (集中洗浄を希望する器具の種類及び数量：生物系) の器具の種類に対応する。
 * 生物系と化学系の洗浄依頼器具類は、明確・完全に区別する。
 * 器具類の搬入・保管・搬出は、依頼者が行う。
 * 二次滅菌は、寒天等の凝固物の再溶解および安全上、一次滅菌後に発生あるいは発生の恐れのある腐敗・変敗菌等を滅菌する。

研究支援業務 要求水準書（案） (2)自動車運転等業務

項 目	内 容
調査研究，試験検査，事務連絡等に関する運転業務	サンプリング，検体・試料の運搬，事務連絡等の業務に従事する職員の輸送，及び業務補助、検体運搬等を行う。
1 業務の対象の範囲及び想定量	<p>サンプリング業務：衛生研究所職員及び機材の目的地までの往復，サンプリング作業の補助を行う。</p> <p>検体運搬：保健福祉事務所間の巡回による検体収集、国立研究機関等への検体運搬等を行う。</p> <p>事務連絡等：事務連絡，給与等の運搬等のために県庁，銀行等への職員の輸送等を行う。</p> <p>想定回数・走行距離は、別紙のとおり。現衛研では、運転員2名で、月当たり平均、延べ38回稼働。</p>
2 運転業務の需要への対応	<p>サンプリング業務及び検体運搬業務は、使用日の前々日までに提出された運転計画に沿って車両及び運転員を配置する。</p> <p>食中毒、事故等に伴う緊急のサンプリング業務及び緊急を要する事務連絡等に関しては運転計画とは別に対応する。</p>
3 業務の履行場所の範囲	原則として神奈川県及び東京都内とする。
4 標準的な作業方法	<p>サンプリング業務補助は、予め提示する作業要領により、同乗する衛生研究所職員の指示に従い実施する。</p> <p>検体運搬業務は、作業要領に従い実施する。</p>
5 作業時間の範囲 (緊急時の対応)	<p>運転等業務は、平日の8:30から17:00までの時間内での実施を原則とする。</p> <p>食中毒の発生等、緊急に対応が必要な場合は時間外においても業務を依頼することがある。</p>
6 車両の種類・運転員等	<p>別紙に示す試料等が運搬可能な、車両を事業者で複数台用意する。</p> <p>また、事務連絡等に用いる車両はセダンタイプの車両でも良い。</p> <p>車両及び運転員は固定していなくてもよいが、使用する車両及び運転員の名簿を予め衛生研究所長に提出する。</p>
7 車両の保有・運行等に要する費用の負担	車両は事業者または事業者が指定する者の所有とし、車両の取得費等及び保有、維持管理に要する費用は事業者の負担とする。
8 車の運行に要する費用の負担	車両の燃料費は、維持管理に要する費用とする。ただし、有料道路通行料金は県の負担とし別途精算する。
9 スタッフの要件	事業者において当業務に対応するマニュアルを作成し、習熟した者を当業務に従事させること。

別紙 自動車運転等業務 想定回数・走行距離等

1 平成8年度～10年度の運転実績（小型四輪貨物自動車を使用）

年度	車両	稼働日数	走行距離
平成8年度	車両	313日	18,524km
	車両	221日	9,859km
	車両	142日	5,718km
平成9年度	車両	197日	15,618km
	車両	173日	15,541km
平成10年度	車両	181日	14,585km
	車両	156日	13,700km

2 1月あたり 運転回数及び用務地の想定

用務地	用務内容	同乗者有り	同乗者無し
県庁	会議送迎・書類提出	5	1
横浜銀行	給与受取り・手数料等	5	1
小田原保健福祉事務所	サンプリング	3	0
藤沢保健福祉事務所	サンプリング	2	0
鎌倉保健福祉事務所	サンプリング	3	0
逗子	サンプリング	1	0
箱根	サンプリング	2	1
武山	サンプリング	1	0
三崎	サンプリング	1	0
酒匂川	サンプリング	1	0
相模川	サンプリング	1	0
多摩川	サンプリング	1	0
津久井湖	サンプリング	1	0
4 保健福祉事務所 1	検体運搬	1	1
5 保健福祉事務所 2	検体運搬	1	0
食肉衛生検査所	検体運搬	2	2
合計		31	6

1 小田原・厚木・茅ヶ崎・藤沢保健福祉事務所

2 小田原・藤沢・足柄上・秦野・津久井保健福祉事務所

3 車両積載量の例

サンプリング採取業務

例	積載容器等	内容物	外寸(W×D×H・cm)	重さ(kg)
1	コンテナ(ポリバケツ)	海水	42×68×43	62
	コンテナ(ポリバケツ)	海水	44×52×43	22
	コンテナ(タッパ)	海底堆積物	42×68×16	20
	コンテナ(ビニール袋)	ワカメ	44×52×22	25
	バケツ	長靴等	30×30×39	3
	たらい(採泥機)	エクマンパージ	42×42×34	10
2	コンテナ(ポリバケツ)	原水	42×68×43	60
	コンテナ(ポリバケツ)	原水	42×68×43	60
	バケツ	pH計、GPS計など	30×30×39	2
3	コンテナ(ポリ瓶等)	処理水、汚泥など	50×80×120	50
	自動採泥機ボックス	自動採泥機	80×80×100	50
	コンテナ(採水用具等)	ポンプ、ひしゃくなど	120×80×50	10
4	採水箱(ガラス瓶)	水道原水、浄水	45×45×35	18×9箱
5	クーラーボックス	河川水、下水など	62×36×38	24×2箱
	採水道具一式		50×50×30	2
6	段ボール箱(コンテナ入り)	河川水等(車内温度上昇防止対策を施し搬送)	25×25×23	10×20箱

検体運搬業務

例	積載容器等	内容物	外寸(W×D×H・cm)	重さ(kg)
1	プラスチック容器	豚血液 プラスチックボトル (要転倒防止策)	56×40×33	8
2	クーラーボックス	患者検体 プラスチック容器、ガラス試験管 (冷凍、要転倒防止策)	65×30×43	10
3	段ボール箱	有精卵 (ラック入り) (要転倒防止策)	31×27×27	3

項 目	内 容																						
1 放射線取扱施設保守管理業務の範囲	実験棟に設置する放射線取扱施設（以下「R I施設」という。）及びR I 装備機器にかかる測定業務、廃棄物管理業務、R I 購入手続補助業務、保守管理業務等を実施する。																						
2 放射線取扱施設の範囲	<p>実験棟 1 階の R I 関係諸室。</p> <table border="0"> <tr> <td>R I 管理室</td> <td>20.7m²</td> </tr> <tr> <td>汚染検査室</td> <td>17.0m²</td> </tr> <tr> <td>除染室</td> <td>3.4m²</td> </tr> <tr> <td>廃棄作業室</td> <td>7.2m²</td> </tr> <tr> <td>貯蔵室</td> <td>11.7m²</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管庫</td> <td>29.7m²</td> </tr> <tr> <td>化学系実験室</td> <td>49.9m²</td> </tr> <tr> <td>測定室</td> <td>16.5m²</td> </tr> <tr> <td>暗室</td> <td>7.2m²</td> </tr> <tr> <td>生物系実験室</td> <td>47.5m²</td> </tr> <tr> <td>恒温実験室</td> <td>23.8m²</td> </tr> </table>	R I 管理室	20.7m ²	汚染検査室	17.0m ²	除染室	3.4m ²	廃棄作業室	7.2m ²	貯蔵室	11.7m ²	廃棄物保管庫	29.7m ²	化学系実験室	49.9m ²	測定室	16.5m ²	暗室	7.2m ²	生物系実験室	47.5m ²	恒温実験室	23.8m ²
R I 管理室	20.7m ²																						
汚染検査室	17.0m ²																						
除染室	3.4m ²																						
廃棄作業室	7.2m ²																						
貯蔵室	11.7m ²																						
廃棄物保管庫	29.7m ²																						
化学系実験室	49.9m ²																						
測定室	16.5m ²																						
暗室	7.2m ²																						
生物系実験室	47.5m ²																						
恒温実験室	23.8m ²																						
3 管理業務																							
(1) 放射線障害防止法に基づく測定	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下、「放射線障害防止法」という。）第20条第1項に基づく測定の実施。																						
ア 表面汚染密度測定	<p>測定回数 1 回 / 月 測定地点 1 3 地点 採取方法 スミヤ法 測定方法 G M測定装置 報 告 報告書は測定後 1 ヶ月以内に提出する。</p>																						
イ 空間線量当量率測定	<p>測定回数 1 回 / 月 測定地点 1 5 地点 測定方法 サーベイメータ 報 告 報告書は測定後 1 ヶ月以内に提出する。</p>																						
ウ 排水中放射能測定	<p>測定回数 排水の都度 測定地点 1 地点 測定方法 液体シンチレーションカウンタまたはガンマ線スペクトロメータ 報 告 報告書は測定後 1 ヶ月以内に提出する。</p>																						
(2) 被曝線量当量管理業務	放射線障害防止法第20条第2項に基づく個人被曝線量管理。																						
(3) 放射性有機廃液焼却業務	<p>作業回数 1 回 / 3 ヶ月（1 回あたり 5 ㍑） 作業内容 事前濃度測定、焼却時の廃液調査、焼却装置の運転、運転後の後処理</p>																						
(4) 放射線取扱廃棄物詰め替え業務	R I 廃棄物を日本アイソトープ協会指定のドラム缶に分別・収納 作業回数 1 回 / 6 ヶ月																						
(5) R I 廃棄物管理業務	<p>廃棄物の管理，集荷に伴う連絡事務、事務処理 作業回数 1 回 / 月 作業内容 廃棄物の仕分け、梱包</p>																						
(6) 使用済み動物の乾燥業務	<p>作業回数 1 回 / 2 ヶ月（2 kg / 月） 作業内容 冷凍動物の大きさ測定、乾燥処理、梱包、ドラム缶への収納</p>																						
(7) 放射線管理状況報告書作成補助業務	<p>科学技術庁へ報告する放射線管理状況報告書作成 作業回数 1 回 / 6 ヶ月</p>																						

項 目	内 容
(8) R I 購入手続き補助業務	<p>作業内容 ・施設点検の実施状況のとりまとめ ・年間放射性同位元素等の保管の状況、年間の放射線業務従事者の数、個人実効線量当量を、指定用紙へ記入</p> <p>作業回数 2回/月</p> <p>作業内容 購入核種の核種と数量の確認、管理番号の登録</p>
(9) 各種帳票の記録補助業務	<p>放射線障害防止法第25条及び同施行規則第24条に基づく、日常的な放射線取扱施設管理等に関する業務</p> <p>作業内容 日常的な放射線取扱施設の管理 放射性同位元素の使用、保管、廃棄 個人被曝線量当量の記録 管理区域立入者記録等の帳票管理 搬出入に伴う機器の汚染検査 立入検査等に対する書類作成 施設管理に関する資料、書類の作成</p>
4 自主点検業務	<p>放射線障害防止法第21条により、「神奈川県衛生研究所環境安全管理規程」に定めた定期点検の実施及び報告書作成</p> <p>点検回数 1回/6ヶ月</p> <p>報 告 報告書は1ヶ月以内に提出する。</p>
5 放射性排気処理交換業務	<p>適切な気風量維持のための点検、交換</p> <p>作業回数 1回/2ヶ月（フィルター交換は1回/3年）</p> <p>作業内容 排気ユニット回り養生、プレフィルター・HEPAフィルター交換、梱包し所定の場所に保管</p>
6 設備機器維持管理業務	<p>放射線取扱施設内の機器につき、維持管理を行う。</p>
(1) 入退室管理機器	<p>対象機器 入退室モニタ</p> <p>点検回数 1回/月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(2) 各種モニター	<p>対象機器 排水、排気、エリア、ハンドフットクロスモニター</p> <p>点検回数 1回/月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(3) 放射性有機廃液焼却装置定期点検（備品として購入予定）	<p>対象機器 放射性有機廃棄物処理装置</p> <p>点検回数 1回/3ヶ月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(4) 放射性動物乾燥装置定期点検	<p>対象機器 放射性動物乾燥装置</p> <p>点検回数 1回/月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(5) 排水設備運転、維持管理	<p>対象機器 排水処理設備一式</p> <p>点検回数 1回/3ヶ月</p> <p>点検内容 動作確認</p>

項 目	内 容
7 労働安全衛生法等に基づく測定	<p>労働安全衛生法第65条及び放射線障害防止規則第53, 54, 55条により1月以内ごとに1回の放射性物質濃度測定を行う。</p> <p>測定項目 空气中放射性物質濃度 測定回数 1回/月 測定地点 2地点 採取方法 エアサンプラー 測定方法 液体シンチレーションカウンタまたはガンマ線スペクトロメータ</p> <p>報 告 報告書は1ヶ月以内に提出する。</p>

項 目	内 容
1 実験動物飼育管理業務の範囲	実験棟内に設置する実験動物舎の維持管理及び実験動物舎内における実験動物の飼育等を行う。
2 業務の履行場所	実験棟に設置する、動物舎及び付帯設備。
3 業務の対象物の範囲及び想定量	最大/平均(単位:匹)を示す。
(1)動物の飼育	動物種(飼育頭数):マウス(700/422),ラット(130/71),
ア コンベンショナル施設における飼育管理	モルモット(20/10),ウサギ(45/26)
イ S P F 施設における飼育管理	動物種(飼育頭数):マウス(350/210),ラット(120/62)
ウ 感染系施設における飼育管理	S P F : 特に指定された微生物や寄生虫を持たない動物
(P 2 施設)	動物種(飼育頭数):マウス(265/160),ラット・ハムスター(40/30),モルモット(10/8)
(P 3 施設)	動物種(飼育頭数):マウス(20/10),ウサギ(5/2)
(2)施設管理	動物舎及び付帯設備(排水処理施設、給排水施設、空調、給排気設備の保守管理)
4 業務の内容	
(1)事務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験動物の飼育管理業務を行う上で生じる諸記録を、別記「点検記録ファイル一覧」に示すファイルごとに記録し保管する。 ・ 飼育用消耗品の受発注及び管理を衛生研究所職員の指示により行う。
(2)動物飼育管理	<p>次の作業を、事業者が予め作成して衛生研究所長の承認を得た作業手順書に従い、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実験動物 : 業者より配達された動物を受領に際し、動物舎使用申請書を参照し、系統、週齢、性別、品質、数等を確認したうえで、衛生研究所実験担当者に引き継ぐ。 ・ 物品 : 物品伝票と照合し、品質、数等を確認したのち、所定の場所に保管する。
ア 実験動物及び物品等の搬入	<p>実験動物の外部からの受入時に、外観の観察による検疫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CONA⁺ウサギ、EMFett : 給餌毎日1回(午前中に実施:通年) ・ CONA⁺マウス、ラット : 給餌週2回 ・ SPF マウス、ラット : 給餌週2回、給水週3回(与えてから3日以内に新鮮な水に交換;通年月・水・金) ・ P2 飼育動物 : 給餌週2回(EMFettは通年毎日1回)給水週3回(与えてから3日以内に新鮮な水に交換;通年月・水・金) ・ 飼育状況及び動物の異常の有無を確認(毎日朝夕2回) ・ 飼育動物に異常が発生したときは、速やかに衛生研究所職員(実験担当者)に連絡する。
イ 検疫補助業務	
ウ 給餌、給水、外観症状観察	
I 飼育床敷・ケージ交換	CONA ⁺ マウス、SPF マウス・ラット、P2 飼育動物 : それぞれ週2回
O 自動飼育装置ケージ交換	CONA ⁺ ラット、EMFett、ウサギ : それぞれ週1回
カ 飼育ケージ等飼育機材の洗浄・滅菌	<ul style="list-style-type: none"> ・ CONA⁺ラット、EMFett、ウサギ 飼育ケージ類 : 週1回 ・ CONA⁺マウス 飼育ケージ類 : 週2回 ・ SPF マウス、ラット 飼育ケージ類 : 週2回 ・ P2 飼育動物 のケージ類 : 週2回 ・ その他必要に応じて随時実施する。

項 目	内 容																				
キ 清掃消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・解剖台、保定器等：定期的な洗浄、消毒 ・飼育装置：定期的な洗浄・消毒及び必要に応じて給水ノズル等の交換 等 ・自動飼育装置の清掃 <ul style="list-style-type: none"> コンパ[®] ラット、モルモット、ウサギ[®] 用：週 1 回 ・飼育装置の内側の清掃及び消毒薬による拭き取り <ul style="list-style-type: none"> コンパ[®] マウス飼育装置：週 2 回 SPF マウス、ラット飼育装置：週 2 回 P2 実験動物飼育装置：週 2 回 																				
ク 飼育室内温度、湿度等の維持	<p>毎日定時に確認し、動物の飼育に適した空気環境に保つ。</p> <table border="1" data-bbox="726 589 1393 723"> <thead> <tr> <th></th> <th>温 度</th> <th>湿 度</th> <th>清浄度(クラス)</th> <th>差 圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーン動物飼育室(コンパ[®])</td> <td>23±3</td> <td>50±10%</td> <td>100,000</td> <td>陽圧</td> </tr> <tr> <td>クリーン動物飼育室(SPF)</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> <td>1,000</td> <td>陽圧</td> </tr> <tr> <td>感染動物飼育実験区域</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> <td>-</td> <td>陰圧</td> </tr> </tbody> </table>		温 度	湿 度	清浄度(クラス)	差 圧	クリーン動物飼育室(コンパ [®])	23±3	50±10%	100,000	陽圧	クリーン動物飼育室(SPF)	同 上	同 上	1,000	陽圧	感染動物飼育実験区域	同 上	同 上	-	陰圧
	温 度	湿 度	清浄度(クラス)	差 圧																	
クリーン動物飼育室(コンパ [®])	23±3	50±10%	100,000	陽圧																	
クリーン動物飼育室(SPF)	同 上	同 上	1,000	陽圧																	
感染動物飼育実験区域	同 上	同 上	-	陰圧																	
ケ 死体、汚物の区分け・廃棄・運搬	<p>この空気環境を保つよう、空調機、フィルター類等を維持管理する。(清浄度は、飼育開始前の状態。)</p> <p>床敷等の廃棄物・動物死体等を、動物死体処理業者に引渡すまでの、所内での収集、区分け等を行う。</p>																				
(3)施設管理業務	<p>動物舎及び付帯設備について、動物の種類に応じた適切な飼育を行い、調査研究、試験検査に支障をきたさないよう管理業務を行う。</p> <p>また、実施する管理業務は、あらかじめ業務実施計画を作成し、衛生研究所長の承認を得る。</p> <p>ただし、P 3 施設内の清掃は衛生研究所職員が行う。</p> <p>年末年始等連続した休日の場合は、給餌、消毒等は適切な飼育に影響を及ぼさない範囲で減らしてもよい。</p>																				
5 飼育機具、資器材・用品等の調達	<p>動物飼育に必要な機具、資器材・用品等は事業者の負担により、必要に応じて調達する。ただし、実験動物の調達は、衛生研究所の負担において行う。</p>																				
6 スタッフの条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P F 動物飼育管理、コンベンショナル動物飼育管理及び感染動物飼育管理の知識を有する管理責任者を配置する。 ・ 動物飼育に当っては、法令等及び衛生研究所において定められた諸規則を遵守し、各作業手順書に従って安全に作業を行う。 																				

点検記録ファイル一覧

点検記録ファイル名	記入頻度
作業日報	毎日
マウス飼育記録	毎日
モルモット飼育記録	毎日
ラット飼育記録	毎日
ウサギ飼育記録	毎日
動物業者出荷記載票	搬入時
検収原票	搬入時
物品購入（控）	発注・入荷時
飼料購入（控）	発注・入荷時
薬品購入（控）	発注・入荷時
飼料保管状況記録	搬入時・水
物品保管状況記録	搬入時，月一回点検時
機械・器具点検記録	異常発生時
薬剤保管記録	入荷・使用時
解剖用具保管記録	使用時
各室温度・湿度点検記録	毎日
各室内差圧（気流）点検記録	月，依頼時
空調機定期点検記録	2回／年
ヘパフィルター交換記録	1回／年
脱臭フィルター交換記録	1回／年
プレフィルター交換記録	随時
安全キャビネット定期点検記録	1回／年
オートクレーブ定期点検記録	1回／年（法定点検）
オートクレーブ運転記録	使用時
ボイラー定期点検記録	1回／年
排水処理装置定期点検記録	
排水処理施設運転記録	毎日
排水処理施設点検記録	月
飲水滅菌装置日常点検記録	毎日
飲水滅菌装置定期点検記録	4回／年
作業完了報告書	月，依頼時

研究支援業務 要求水準書（案） (5) LAN・情報システム運用業務

項 目	内 容
1 衛生研究所内情報システムの構築及び運用	<p>衛生研究所で使用する測定機器，パーソナルコンピュータ（PC）等を相互に連携し、情報の情報の共有を図るとともに業務の効率化を図る。</p> <p>県が整備を予定している保健情報システムとの連携を図る。また、保健情報システムを経由して神奈川県庁WANと接続する。</p>
2 整備するシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・事務支援システム（グル - プウエア等） ・研究支援システム（データベース，アプリケーション等） ・試薬管理システム ・図書管理システム
3 実施する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・上記システムを稼働させるために必要なハードウェアの整備及び保守管理 ・上記システムの整備，運用及び衛生研究所ホームページの作成・運用を行う。 ・詳細は別紙に示す。
4 機器及びソフトのメンテナンス	<p>陳腐化等が生じないよう必要に応じ更新を行う。</p>
5 サーバー等の機器及びソフトの調達	<p>全て事業者の所有とし、県はフルメンテナンスでリースを受ける。</p>

別紙

(5) LAN・情報システム運用業務 部屋別LAN送付ファイル容量及び頻度

新棟 (研究棟)

機能	設置室名	転送データ ファイルの最大 量(kb)	最大ファイ ルの平均(k b)	ファイルの転 送頻度(平 均回/min)	設置台数	備考
共通	R 実験室	10,000	2,519	0.70	3	
共通	生物系安全実験室	1,024	1,024	2.00	2	
共通	微細構造解析室	5,000	5,000	0.30	2	
共通	化学系安全実験室	10,000	5,050	0.12	2	
共通	質量分析室	10,000	10,000	0.30	2	
共通	ICP・IR室	20,000	7,800	0.95	4	
共通	NMR分析装置室	5,000	5,000	0.30	2	
共通	動物舎コンベ実験室	150	150	0.10	1	
共通	動物舎 P 2 実験室	1,024	1,024	0.10	1	
共通	動物舎 P 3 実験室(飼育室)	1,024	1,024	0.10	1	
細菌	呼吸器系細菌実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	腸管系細菌実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	免疫実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	原虫実験室 1	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	薬剤感受性実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	性感染症実験室	1,300	1,300	0.15	1	
細菌	遺伝子実験室 2	5,000	5,000	1.50	1	
細菌	食品細菌実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	細菌分離同定実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	食品真菌毒実験室	1,024	1,024	1.00	1	
細菌	共用機器室	8,000	2,425	0.60	4	
細菌	薬品庫	10,240	10,240	0.07	1	
ウイルス	遺伝子解析室	5,120	1,843	5.00	4	
ウイルス	下痢症ウイルス処理室	1,024	1,024	1.00	1	
ウイルス	肝炎ウイルス処理室	1,024	1,024	1.00	1	
ウイルス	細胞工学室	1,024	1,024	1.00	1	
ウイルス	疾病予測監視室	1,024	1,024	1.00	1	
ウイルス	ウイルスタンパク解析室	1,024	1,024	5.00	4	
ウイルス	DNA解析室	1,024	1,024	3.00	3	
ウイルス	インフルエンザ実験室	1,024	1,024	2.00	2	
ウイルス	血液処理室	1,024	1,024	3.00	3	
ウイルス	血清検査室	1,024	1,024	1.00	1	
ウイルス	試薬調整室	1,024	1,024	1.00	1	
ウイルス	共用機器室	5,124	2,560	3.00	3	
ウイルス	薬品庫	10,240	10,240	0.07	1	
食品薬品	品質実験室	500	350	0.25	3	
食品薬品	薬品衛生実験室	2,000	1,100	0.30	2	
食品薬品	病理実験室	5,120	5,120	0.01	1	
食品薬品	残留農薬実験室	1,300	567	0.30	3	
食品薬品	食品化学実験室	1,300	1,067	0.45	3	

食品薬品	食品添加物実験室	500	300	0.30	3
食品薬品	クロマトグラフ室A	4,000	1,310	2.40	14
食品薬品	クロマトグラフ室B	3,000	846	1.95	11
食品薬品	原子吸光測定器室	700	450	0.30	2
食品薬品	恒温恒湿実験室	500	300	0.50	5
食品薬品	細胞毒性実験室	1,000	1,000	0.15	1
食品薬品	生理活性実験室	1,070	590	0.21	3
食品薬品	薬品庫	10,240	10,240	0.07	1
生活環境	生活化学実験室	10,000	10,000	0.04	1
生活環境	水質分析室	1,000	1,000	0.04	1
生活環境	有機ハロゲン測定室	10,000	5,050	0.04	2
生活環境	放射化学実験室	100	100	0.02	1
生活環境	ガンマ線放出核種分析室	1	1	0.02	1
生活環境	試料前処理室	1	1	0.02	1
生活環境	屋外設置機器	10	10	0.42	2
生活環境	クロマト・分光測定室	10,000	10,000	0.52	13
生活環境	原子吸光測定室	10,000	10,000	0.08	2
生活環境	VOC測定室	10,000	10,000	0.16	4
生活環境	放射能測定室	100	100	0.12	6
生活環境	薬品庫	10,240	10,240	0.07	1
計				51.10	148

A 棟

機能	設置室名	転送データ ファイルの最大 量(kb)	最大ファイ ルの平均(k b)	ファイルの転 送頻度(平 均回/min)	設置台数	備考
	企画情報部研究事務室 計				9	
	管理 計				7	
	細菌 計				16	
	ウイルス 計				16	
	食品薬品 計				16	
	生活環境 計				16	
	機能部門共通端末(モニター型)				16	共有 機8、企1、管1
	その他 計				10	
	LANサーバー(事務支援)				1	
	研究支援サーバー				1	
	薬品管理サーバー	10,240	10,240	0.35	16	クライアント
	図書 資料管理サーバー	5,120		0.05	1	管理、窓口
	精度管理サーバー	256		0.01	18	クライアント

		<p>メモリ;1024Mb、 HDD;24Gb ディスプレイ:15インチ液晶]</p> <p>プリンター(LAN仕様) 10台[A3用、印刷速度:A4/24枚/1分]</p> <p>カラープリンター(LAN仕様) 1台[A3用、印刷速度:A4/8枚/1分]</p> <p>ワープロソフト 2種:各140キロバイト</p> <p>Webブラウザ 2種:各140キロバイトWebブラウザ</p>
6	インターネット	(衛生部システム・県庁システム経由) (県庁システム内に設置)
7	薬品管理	<p>(試薬管理システム)</p> <p>サーバーPC 1台(架台付き)</p> <p>天秤付き端末PC 4台(架台付き)</p> <p>端末PC 1台(架台付き)</p> <p>保管庫鍵管理システム 1式</p> <p>試薬保管庫(特毒用) 1台</p> <p>冷蔵保管庫(特毒用) 1台 他一式</p> <p>試薬管理基本ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非接触ICカード、非接触IDタグ(磁誘導波)による利用者、試薬等の識別管理 ・IDタグリーダー付き精密電子天秤制御 ・電子上付き試薬保管庫制御 ・薬品管理データベースシステム <p>使用者履歴管理、発注点管理、危険物管理、棚卸業務、利用者認定及びランク分け、試薬使用データ管理、化学物質安全性データ利用、試薬廃棄量・形態別管理、各種データ検索機能、各種帳票印刷</p> <p>端末用ソフトウェア 10キロバイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品庫入出者入力 ・薬品使用量等秤量・入力 ・薬品管理データベース閲覧・検索
8	図書・資料管理	<p>(図書・雑誌・資料 検索管理総合システム)</p> <p>2～5万冊規模</p> <p>サーバー 次のPC、ソフトウェアが起動する能力を有するもの</p> <p>図書管理PC 1台</p> <p>窓口PC 1台</p> <p>DVD・CD-ROMチェンジャー 1台</p> <p>バーコードリーダー 等一式 1台(1000枚用)</p> <p>図書管理基本ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書管理 書名、著者、全文登録、内容、分類番号等の登録 ・雑誌管理 雑誌名等の登録、製本等の管理番号等の登録 ・貸出・返却管理

		<p>貸出可能図書・雑誌の貸出・予約・返却等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者管理 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の登録 ・各種項目の検索 ・各種帳票の印刷 ・LAN仕様 <p>インターネット/イントラネット検索システムソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WWW上でのデータの所内公開 <p>図書管理PC用ソフトウェア 1クライアント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書登録、貸出、検索入力システム <p>窓口PC用ソフト 1クライアント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧・借受者用検索・借受入力システム
9	精度管理支援	<p>(衛生検査精度管理システム)</p> <p>サーバー 1台</p> <p>次のPC、ソフトウェアが起動する能力を有するもの</p> <p>精度管理基本ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本データ管理 <ul style="list-style-type: none"> 利用者、検査項目、検体分類、検査標準作業書、原鎖国・産地、判定基準等 ・検査結果入力 <ul style="list-style-type: none"> 検査結果の入力、検査標準作業書の設定、検出限界値・判定基準の表示 ・検査項目単位での成績書発行状況等の検索 ・入力データの検索・印刷 ・成績書の印刷 ・成績書未発行検体の検索 ・検体台帳、成績書台帳の作成・印刷 ・データ保護機能 <p>端末用ソフトウェア 8クライアント</p> <p>(2クライアント×4機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査結果入力 <ul style="list-style-type: none"> 検査結果の入力、検査標準作業書の設定、検出限界値・判定基準の表示 ・検査項目単位での成績書発行状況等の検索 ・成績書未発行検体の検索 <p>試薬管理システムとリンクさせ、その試薬使用データ及び試薬ピンIDタグ読み取り入力機能を活用できるようにすること。</p>
10	特記事項	<p>庁舎管理システムの入退出IDカードと、試薬管理システム及び図書・雑誌・資料 検索管理総合システムのIDカードとを統合すること。</p>

- ・サーバーPC及びその他PCは、H12年3月末時点のグレード
- ・納入時のPC等は、H12年3月末時点のグレードを納入時の技術レベルに移相したグレードとする

項 目	内 容															
1 図書情報閲覧室維持管理	<p>衛生研究所 A 棟 1 階に設置する図書情報閲覧室において移転時に、書籍・雑誌・資料等の検索管理システムを導入し、システムに合せた資料情報の入力・整備及び、移転後の図書管理を行う。</p>															
2 業務の対象物の範囲及び想定量	<table border="1" data-bbox="699 416 1410 589"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>平成15年3月末想定</th> <th>毎年の想定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書 籍</td> <td>10,000 冊</td> <td>250 冊</td> </tr> <tr> <td>雑誌類</td> <td>150 冊</td> <td>500 冊</td> </tr> <tr> <td>資料類</td> <td>3,000 冊</td> <td>300 冊</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,150 冊</td> <td>1,150 冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>15年度末雑誌類冊数は、合本装丁後の冊数。</p>	対象物	平成15年3月末想定	毎年の想定発生量	書 籍	10,000 冊	250 冊	雑誌類	150 冊	500 冊	資料類	3,000 冊	300 冊	合 計	13,150 冊	1,150 冊
対象物	平成15年3月末想定	毎年の想定発生量														
書 籍	10,000 冊	250 冊														
雑誌類	150 冊	500 冊														
資料類	3,000 冊	300 冊														
合 計	13,150 冊	1,150 冊														
3 図書台帳等の整理	<p>衛生研究所の図書類の分類整理を行う。所内情報システムに図書管理システムを構築し、検索利用ができるようにする。</p>															
4 実施する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現衛生研究所からの図書移転業務 ・ 図書の分類整理及び図書データベースの構築 ・ 図書の受入れ、台帳入力、配架、貸出し等図書室全般の管理運営 ・ 図書の購入後、1週間以内に分類整理を完了し、配架されていること。 ・ 利用者カードを作成し、検索・借出し、返却手続が簡便に行えること。 															
5 業務に要する資器材等の調達	<p>図書等検索システムの機器・ソフトは事業者所有とし、システム運用にかかる消耗品類は事業者の負担とする。県は配架書棚等の什器備品を所有する。</p>															

研究支援業務 要求水準書（案） (7)電話交換業務

項 目	内 容
1 業務内容	衛生研究所の電話の代表番号にかかってきた電話を、電話内容により該当する各部・各個人へ取り次ぐこと。
2 業務の対象の範囲及び想定量	1日あたり 120件程度（平成10年度実績・平均） （最多で1日あたり 150件）
3 業務の実施時間	衛生研究所の開館日（土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日、8:00～17:30）。時間中は外線からの電話に原則的に呼び出し音5回以内に応答できる状態を保つ。
4 スタッフの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・構内交換取扱者資格（無紐級）を有すること。 ・スタッフは、電話内容による取次ぎを円滑に行いいうよう、同一人物が少なくとも半年以上継続して業務に当たることが望ましい。
5 業務の実施場所	衛生研究所内に設ける電話交換室において、交換業務を実施する。
6 業務に要する資器材等の調達	電話交換業務に必要な資器材は、設計図面に記載されたとおりとし、事業者の負担とする。